

愛知学院大学学生車両通学登録規程

令和5年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、愛知学院大学学生自動車・自動二輪車・自転車通学規程第2条第1項の規定に基づき、車両通学の登録・許可に関して必要な事項を定める。

(許可の条件)

第2条 車両通学を希望する学生は次の条件を満たさなければならない。

- (1) 車両について所有者は本人又は家族であること。
- (2) 自動車、自動二輪車通学については、本学が開催する交通安全講習会を受講すること。
- (3) 自動車、自動二輪車については、自賠責保険及び次の各号の任意保険に加入していること。
 - ① 対人賠償
 - ② 対物賠償
 - ③ 搭乗者傷害、但し、原動機付自転車は除く。
- (4) 自転車については、自転車損害賠償責任保険等への加入及び防犯登録を受けていること。

(登録手続)

第3条 車両通学をする学生は、次の手続を行わなければならない。

- (1) 自動車・自動二輪車・自転車通学登録誓約書をwebにて提出すること。
- (2) 自動車については、当該年度の自動車通学登録料（2,000円 税別）を納めること。

(車両通学の許可)

第4条 車両通学は、第2条に定める許可の条件及び前条に定める登録手続を完了した者に対して、学長が許可する。

(車両の変更)

第5条 車両の変更又は追加を行う場合は、直ちに車両に応じて第3条第1項第1号に定める手続をしなければならない。

(許可期間)

第6条 原則として自動車及び自動二輪車は1年間とし、年度の途中に許可された場合は、当該年度末までを許可期間とする。自転車は卒業・修了予定年度末までを許可期間とする。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、学生部学生課が取り扱う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、学生委員会において決定する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。